

女性活躍推進法に基づく行動計画の策定について

武蔵野銀行（頭取 長堀 和正）は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づき、性別に関わらず多彩な人材が活躍できる雇用環境の整備を行うための行動計画を策定いたしましたので、お知らせします。

《行動計画》

1. 計画期間

2026年4月1日～2030年3月31日（4年間）

2. 当行の課題

- ・管理職に占める女性割合が男性に比べて低い。
- ・男性の育児参画意識が浸透し始めたものの、育児休業日数の延伸が進んでいない。

3. 目標と取組内容・実施時期

以下の取組みを2026年4月より実施します。

目標 1

管理職に占める女性の割合を30%以上にする。

<取組内容>

- ・キャリア意識の醸成やスキル向上に向けた研修等の支援を強化する。
- ・働き方や自身のキャリアから生じる不安の払拭を図る。

目標 2

男性育児休業（出生時育児休業を含む）取得率を100%以上、平均取得日数を28日以上にする。

<取組内容>

- ・育休対象者及び管理者に対する制度周知（取得時期や取得方法等）を徹底する。
- ・円滑な取得に向け、周囲への一層の理解促進に繋がる職場環境整備等を行う。

以上

報道機関からのお問い合わせ先
人事部 折戸 紗世子
TEL (048) 641-6111 (代表)